



悪質商法にだまされない！

～寄せ付けないための日頃の心がまえ～

「身に覚えのないことで、高額な料金を請求された」「インターネットで買った商品が届かない」——。悪質商法や詐欺まがいの商法により、金銭をだまし取られたり、個人情報を奪われたりするトラブルが、区内でも多発しています。被害を未然に防ぐためにはどうしたらよいのでしょうか。注意したいポイントを、実際の事例を交えながらご紹介します。



マルチ商法

事例

「投資で手軽にもうかる」と友人に誘われ、金融取引のノウハウが入った高額なUSBメモリを、学生ローンで借金までして買わされた。契約時に「友人に紹介すればひとりにつき5万円支払う」と言われたが、もうけることはできず、人に紹介することもできない。ローンの返済に困っている。

対応ポイント

「会員になって商品を新規の会員に販売すると、紹介料がもらえる」というマルチ商法の被害が、最近、学生の間でも急増しています。お金がないと断っても、巧妙な手口で借金をさせられてしまうことも。知人や友人を勧誘する仕組みなので、次は自分が加害者になってしまう可能性もあります。「必ずもうかる」といったうまい話に飛びつかないこと、たとえ友人でも、あやしいと思ったらきっぱりと断る勇気を持ちましょう。



架空請求・不当請求

事例

「有料動画の未納料金が発生しているので、本日中に連絡がない場合、法的手続きに移行する」というショートメールが送られてきた。



対応ポイント

「訴訟手続を開始する」などと不安感をあおり、「本日中に支払えば間に合う」とすぐに料金の支払いや連絡を要求してきます。文面に記載された宛先に連絡をしてしまうと、電話番号や勤務先等の個人情報が知られ、被害が拡大することもあります。絶対に連絡や支払いをしてはいけません。



訪問購入 (押し買い)

事例

電話で「古着を買い取ります」と言われ、業者の訪問を承諾したが、実際に家に来たら、宝石や貴金属だけを強引に安値で買い取られた。



対応ポイント

突然の訪問勧誘や、消費者が断ったのに再度勧誘するなど、強引な訪問購入は禁止されています。売るつもりのない品物を無理やり買い取られそうになったら、きっぱり断りましょう。品物を渡してしまうと取り戻すのが困難になるため、注意が必要です。対応に困った場合は、消費生活センターに相談しましょう。



原野商法の二次被害

事例

「あなたの土地を買い取る」と勧誘され、お金を払ったが、売却額より高い山林を新たに購入させられた。



対応ポイント

値上がりの見込みがない山林や原野を、「将来確実に値上がりする」と勧誘し、販売する原野商法が30～40年前に横行しました。最近、当時の被害者や相続人が、「土地を高く買い取る」と言われ、新たな契約をさせられる二次被害が増えています。土地問題を解決したいとあせるあまり、言われるままに契約をするのは禁物です。家族・知人と慎重に検討しましょう。



こんなハガキは詐欺!

事例

法務省から「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。あわてて、ハガキに書かれている「取り下げ等のお問合せ相談窓口」に電話したところ、「このままだと財産を差し押さえられる」と支払いを要求された。



対応ポイント

公的機関などの名前をかたって、ハガキや封書で文書を送りつけて不安感をあおり、高額な費用を請求する手口です。記載されている電話番号には絶対に連絡せず、無視すること。連絡すると電話番号などの個人情報も奪われたり、弁護士費用を請求されたりします。

通信販売トラブル

通信販売で商品を購入したが、商品が届かない、ニセモノが届いたなどのトラブルが増えています。注文する前に、事業者の所在地や連絡先、他の利用者の評価、購入・返品条件などをよく確認しましょう。

インターネットの場合、URLが不自然、連絡先の電話番号がない、商品が極端に値引きされている、クレジットカードが利用できず支払方法が個人口座への銀行振込みのみ、といったサイトは要注意です。また、通信販売には法律上のクーリング・オフ制度がないので注意しましょう。

※ 4 ページの記事もご参照ください。



被害やトラブルに遭ったとき・相談事は

新宿消費生活センター (新宿新宿 5-18-21) TEL : 03-5273-3830

入場無料

第39回

新宿区くらしを守る消費生活展 ～SDGs 人・社会・地球環境にやさしい消費を～

日時 令和2年1月17日(金) 午前11時～午後5時
18日(土) 午前10時～午後4時

会場 新宿駅西口広場イベントコーナー

主な催し 消費者団体・協賛団体のパネル等の展示、クイズラリー（参加者には抽選で素敵なエシカル商品をプレゼント）、野菜・果物・地方特産品などの展示販売など

講座・イベント情報

みなさまのご参加をお待ちしています。

講座・イベント名	講師	日時・会場	費用	主催	申込み・問合せ
1 「首都直下地震に備えて」 災害時の調理・ 温そうめんトイレの話	四海こずえ氏	11月21日(木) 13:30～15:30 新宿消費生活センター 分館 (高田馬場1-32-10)	100円	消費者大学 OB & エシカルの 会	消費者大学OB & エシカルの会 平田 3357-2101
2 11月学習会 魚介類汚染の現状と課題 2019 ～消費者の注意すべきことは?～	元日本環境学 会副会長 小野塚春吉氏	11月22日(金) 13:30～15:30 新宿消費生活センター 分館 (高田馬場1-32-10)	500円 (資料代)	暮らしを 考える会	暮らしを考える会事務局 TEL & FAX: 3203-2951 (小林) 先着順
3 12月学習会 酸化ストレスから身体をまもる ～活性酸素から読み解く 病気予防～	青森保健大学 名誉教授 嵯峨井 勝氏	12月20日(金) 13:30～15:30 新宿消費生活センター 分館 (高田馬場1-32-10)	500円 (資料代)		

キャッシュレス・ポイント還元事業を利用していますか?

令和2年6月末までの間、対象店舗において、登録されたキャッシュレス決済でお支払いすると、最大で5%のポイント還元を受けられます。

対象となる店舗



このマークの
お店が目印



主なキャッシュレス決済手段

- クレジットカード
- デビットカード
- 電子マネー（プリペイド）
- QRコード



- ポイント還元窓口 消費者向け問合せ先【経済産業省】
TEL: 0120-010975 平日10:00～18:00(土・日・祝日を除く)



テレビショッピングは 楽しい。でも...



Q

テレビショッピングで使いやすいそうな健康器具を見つけたので、早速購入した。商品が届き使ってみたが、うまく使いこなせない。80代の夫も使ってみたが、使えないと言っている。試しに数回使っただけなので返品したいと事業者に言ったら、既に使用してしまった商品の返品はできないと言われてしまった。使用したといっても数回だけだし、使いこなせないのだから、返品に応じてもらいたい。商品が届いて1週間も経っていないのだから、クーリング・オフができるのではないかな。

A

テレビショッピングは、楽しいものです。家に居ながら、次々商品を紹介してもらえて、詳しく説明もしてくれます。在庫の状況がリアルタイムで表示されることもあるので、このタイミングで申し込まないと、売り切れてしまうかもしれない、期間限定で値引きされることもあるので、次の機会だとこんなに値引きはしてもらえなさそうだ、という心理状態になり、ついつい電話などで申し込みをしてしまうことになります。

でも、ちょっと待ってください。テレビショッピングは、通信販売です。通信販売には、法律上クーリング・オフの制度はなく、事業者が定めた返品ルールに則った物だけしか、返品はできないのです。

Q

テレビショッピングで下着を販売していた。2個組1セットの商品だった。高額だったが、少し痩せて見えるので購入してみた。商品到着後、すぐに着てみたら、なんだか小さい。これでは苦しくなってしまうので、返品したいと事業者に電話をしたら、未開封の商品であれば返品できると言われた。下着なのだから、着てみないとわからない。自分の下着の上から試着し、全く汚していないのだから、返品に応じて欲しい。

A

残念ながら返品はできません。商品紹介をしている画面上に、「返品不可」などの重要事項が表示されていますが、画面の商品に意識が向いてしまい、確認しなかった、字が小さくて気づかなかった、ということもあります。また、返品はできるけれども「未開封に限る」「未使用に限る」というものもあります。

申し込みの際、電話であればオペレーターに対して、返品ができるか、サイズ交換はできるか、どういった場合に返品できないかを確認するようにしましょう。インターネットから申し込む際も、しっかり条件を確認し、申し込み画面を残すようにしておくといよいでしょう。



相談員コラム

電力の自由化から3年が経ちました。

テレビCMで「電気料金が安くなる」という広告がたくさん流れる中、電話勧誘や訪問販売で、これだけ安くなると販売員に説明され、安くなるのであれば、乗り換えた方もたくさんいらっしゃいます。

一方で、乗り換えてはみたものの「聞いたことがな

い会社と契約したことが不安になった」「思ったほど安くならなかった」といった理由で、やはり元に戻りたいという相談が寄せられることがあります。

また、「聞いたことがない会社なので、電話をするのが怖い」「電話をしても繋がらない」「解約して元に戻りたいが、解約はできても元に戻らなかったら、電気が使えなくなるのではないかな」という相談もあります。

そんな時は、ひとりで悩まずに、新宿消費生活センターにご相談ください。

商品の購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民のみなさまのために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎 3階

相談日 月～金曜日(祝日等を除く)

▶電話相談＝午前9時～午後5時 ▶来所相談＝午前9時～午後4時30分